うどん県

香川に移住して起業する方を応援します！

移住者起業支援補助事業募集

移住者起業支援補助事業とは

香川県への移住を促進し地域の活性化を図るため、本県へ移住し、地域資源を活用して起業を行う方に対し、その初期経費の一部を補助するものです。

補助率　10/10　　補助上限額　100万円

補助対象経費

〇施設、機械設備又は工具器具の購入、賃借又は修繕に係る経費
〇ホームページの作成、ポスター・チラシ作成等その他の広告宣伝に係る経費

選考基準

〇事業性（具体性、収益性等）
〇地域性（地域資源の把握、地域との連携・協力体制、地域活性効果等）
〇応募者の適性（熱意、起業資質等）　など

～お願い～
起業計画書作成の際はぜひ（公財）かがわ産業支援財団等の相談機関をご利用ください！

スケジュール

応募締切（起業計画書提出締切）
平成30年6月8日

審査会（書類通過者対象）
平成30年7月上旬

補助事業対象者（申請ができる人）

県外から本県に、転勤、進学以外の目的で住民票を移した方で、次の項目全てに当てはまる方

① 起業後、概ね5年以上県内に定住する意志を持っていること。
② 住民票を移動した日が、起業計画書の提出の日から起算して3年を経過していない、又は地域おこし協力隊として県内市町等から委嘱を受け、一定期間地域協力活動に従事している、若しくは従事したことがあり、住民票を移動した日が、起業計画書の提出の日から起算して５年を経過していないこと。
③ 県内に事務所、店舗、工場等の事業所を設置し、又は設置しようとしていること。
④ 補助金の交付の決定の日から、当該年度の3月末日までに、起業及び実質的な事業開始が行えること。
⑤ 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある起業を行うこと。
⑥ 県税の滞納及び県に対する債務のないこと。

その他の条件等は、
「香川県移住者起業支援補助金交付要綱」をご確認ください。

【お問合せ先】
香川県　政策部　地域活力推進課
〒760-8570　香川県高松市番町4丁目1番10号
TEL　087-832-3125　　FAX　087-831-1165
E-Mail　chiiki@pref.kagawa.lg.jp

かがわ移住ポータルサイト かがわ暮（ぐ）らし

支援制度の詳細は
HP「かがわ暮（ぐ）らし」
でご案内しています。